

栃木県高等学校体育連盟主催事業に係わる
団体総合補償制度費用保険・賠償責任保険の加入について

1 目 的

本連盟主催事業を運営するにあたり、活動中に参加者（審判員、大会役員等）が被った怪我等に対して補償を得ることにより、安心して事業に参加できるようにする。

また、主催者と生徒及び審判員、大会役員等の間で起因する賠償事故に対して、予め保険に加入することにより、適正な処理を行えるようにする。

2 保険内容

（1）団体総合補償制度費用保険

- ① 契約者名 栃木県高等学校体育連盟
- ② 被保険者 栃木県高等学校体育連盟
- ③ 保険期間 2020年4月1日午前0時～2021年3月31日午後12時まで1年間
- ④ 保険対象 本連盟主催事業（大会・会議・強化練習会等）
（会場までの往復途上を含む）

（2）賠償責任保険

- ① 契約者名 栃木県高等学校体育連盟
- ② 被保険者 栃木県高等学校体育連盟
- ③ 保険期間 2020年4月1日午後4時～2021年4月1日午後4時まで1年間
- ④ 保険対象 本連盟主催事業（大会・会議・強化練習会等）
（会議・会場の設置・事前視察などの準備中を含む）
- ⑤ 補償の場合 上記事業中に出場者（監督・コーチ・選手（補欠含む）・マネージャー）、運営者、観客等が負傷、もしくは第三者の財物を破損したことにより、本連盟が法律上の賠償責任を負担しなければならないとき。

3 補償内容・支払限度額

（1）団体総合補償制度費用保険

- ① 災害死亡補償（傷害・疾病） 4千万円
- ② 後遺傷害補償（傷害・疾病） 最高4千万円
- ③ 療養補償（傷害・疾病）
 - ア 入院日額 1万円
 - イ 手術 手術の種類により入院日額の10倍・20倍・40倍
 - ウ 通院日額 5千円

（2）賠償責任保険

- ① 対人対物共通 1事故につき3億円
- ② 管理財物補償 1事故につき1千万円